

印西市町内会等活動費補助金

- ・申請した事業に要する費用への補助とし、実績報告後の実績払いとする。
- ・申請事業が終了次第、随時実績報告を受け付け、補助金の交付を行う（概算払いは行わない）。
- ・行政協力交付金と同要件で、マンション管理組合等にも交付を可能とする。

【補助額】

- ・対象経費に対して、4／1現在の原則会費納入世帯数（または、前年度決算書の会費納入世帯数）に単価（700円もしくは年会費いずれか低い額）を乗じた額を上限

※長期入院や高齢者世帯など会費を納めることが困難で、町内会等が会則や総会で減免等を認めている場合は、例外として認められる場合があります。

【補助対象経費】

- ・町内会等が行う事業の経費。ただし対象外の経費は除く。

【対象外の経費】

- ①会議等に係る飲食代（茶菓代を除く）
- ②反省会・懇親会等の経費
- ③人件費・賃金等
- ④交際費・慶弔費等
- ⑤役員報償等
- ⑥他の補助を受けている団体への補助等
- ⑦他の補助対象となる経費
- ⑧政治・宗教活動に係る経費
- ⑨その他（寄附金・募金等、収益事業に係る経費ほか）

対象・対象外の例	
対象	会議に係る資料コピー代、消耗品…会議費 会議に係る茶菓代（1人当たり200円程度）…会議費 地域清掃やごみゼロ運動に係る消耗品、お茶代…環境整備費 勉強会での外部講師謝礼…講師謝礼 集会所に係る光熱水費、消耗品…施設運営費 電話料金・郵送料…通信費 集会所に係る備品購入及び修繕（テーブル・椅子等）…備品購入費・修繕 イベント時に使用した自家用車のガソリン代…イベント経費（燃料代） イベント時の保険料…イベント経費 餅つき大会・芋煮会に係る材料、消耗品…イベント経費（懇親会でないこと） 地区まつり実施負担金
対象外	昼食代（①に該当） 酒等のアルコール類の購入（②に該当） 事務員パート賃金（③に該当） 会長手当または謝礼（③または⑤に該当） 手土産代（④に該当） 祝儀・香典（④に該当） 高齢者クラブ補助金（⑥に該当） 消防団への手当（⑥に該当） 防災訓練に係る消耗品・お茶代（⑦に該当） 集会所の借地料（⑦に該当） 神事となるお祭り（⑧に該当） 募金（⑨に該当） 夏まつり出店の経費（⑨に該当）

スケジュール

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
申請期限 12/1														
実績報告期限 3/31														
請求期限 4/15														
支払期限 5月上旬														